

令和4年度（2022年度）

# 環境速報

第208号

令和5年（2023年）3月30日（木）発行

目次

- ◇令和5年4月1日施行の主な環境法令の概要について 1  
○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律改正法/○特定外来生物法改正法/○水質汚濁防止法施行令改正政令/  
○化管法施行令改正政令/労働安全衛生法施行令改正政令
- ◇行政情報 7  
○長野県議会（令和5年2月定例会）で可決成立した環境関係の条例について  
○令和5年3月16日付け水大第311号長野県環境部長通知（窒素・燐規制対象湖沼の追加・削除等）
- ◇省エネコラム 『改正省エネ法とカーボンニュートラル』 15  
小林技術士事務所 所長 小林和男
- ◇知っておきたい環境法規制の基礎知識（第14回） 17  
～有機フッ素化合物「PFOS及びPFOA」について～
- ◇環境法令改正情報（令和4年11月～令和5年3月） 19
- ◇協会からのお知らせ／編集後記 23  
令和5年（2023年）版公害関係基準のしおり（長野県環境部）の販売について

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！ ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21  
地球温暖化No.001

[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/

エコアクション21 メール：ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/

# エコアクション21 無料個別相談会のご案内

## 1 開催日時 毎月第3水曜日

開催日	相談時間帯	備考(相談時間など)
① 2023年4月19日(水)	午後1時30分～4時30分	1件につき1時間以内 1事業者様1回限り
② 2023年5月17日(水)		
③ 2023年6月21日(水)		
④ 2023年7月19日(水)		

2 開催場所 長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田 131-10  
(一般社団法人 長野県産業環境保全協会 事務室までおいでください。会場までご案内します。)

3 申込方法 完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション21無料個別相談会申込書」にご記入いただき、FAX又はメールにてお申込みをお願いします。

4 その他 ①当日は、専門家(エコアクション21審査員等)又は事務局が対応します。

②リモート(Zoom)での個別相談も可能。申込時にリモート希望と記入願います。

③お問合せ：一般社団法人長野県産業環境保全協会(エコアクション21地域事務局 長野産環協)

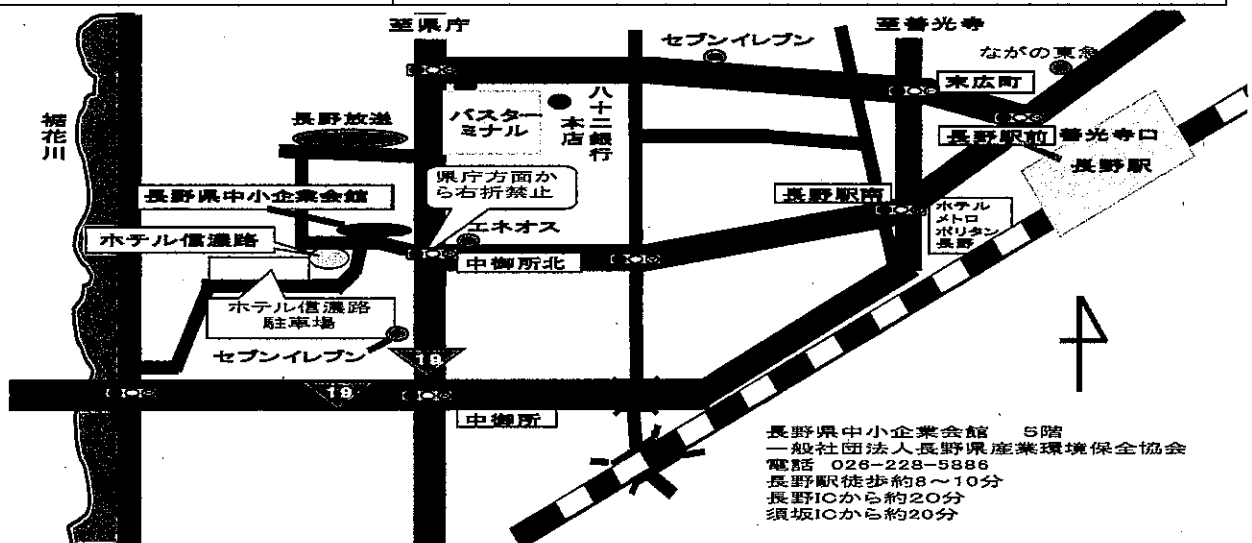
〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田 131-10 長野県中小企業会館5階

Tel: 026-228-5886 Fax: 026-228-5872 e-mail: ea21nasa@nasankan.or.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送信票の添付は不要です。】

## エコアクション21無料個別相談会申込書

相談希望日(何れかに○印)	希望時間帯(午後1時30分～午後4時30分の間の内での希望あれば)
① 4月19日(水)	午後 時 分頃 ~ 午後 時 分頃
② 5月17日(水)	
③ 6月21日(水)	
④ 7月19日(水)	
事業所名	
業種・事業内容	
所在地	
出席者職・氏名	
連絡先(Tel・Fax・mail)	
その他連絡事項など	



## 令和5年4月1日施行の主な環境法令の概要について

協会ホームページ「環境法令の改正情報」欄に掲載した法令で令和5年4月1日から施行される主な法令（法律・政令）の概要を環境省報道発表資料等により紹介します。なお、令和5年2月1日施行済の水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第396号）については、その重要性に鑑み、掲載しました。

### 1 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）

#### （1）法改正の趣旨

第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」や2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に、安定的なエネルギー供給を確保するための制度整備が必要です。このため、省エネ法のエネルギーの定義の見直しや、非化石エネルギーへの転換を促進するための措置の新設、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事後届出制から事前届出制への変更や大型蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講じる。

#### （2）法律案の概要

##### ① エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）

ア エネルギーの使用の合理化（エネルギー消費原単位の改善等）の対象に、非化石エネルギーを追加する。

イ 工場等で使用するエネルギーについて、化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換（非化石エネルギーの使用割合の向上）を求めます。具体的には、特定事業者等に対して、非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成等を求める。

ウ 再エネ出力制御時への電気需要のシフトや、需給逼迫時の需要減少を促すため、現行の「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に見直し、電気を使用する事業者に対する指針の整備等を行う。また、電気事業者に対し、電気の需要の最適化に資するための措置に関する計画（電気の需要の最適化に資する取組を促すための電気料金の整備等に関する計画）の作成等を求める。

エ これらを踏まえて、法律名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改正する。

##### ② エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（高度化法）

ア 位置づけが不明瞭であった水素・アンモニアを非化石エネルギー源として位置付け、それら脱炭素燃料の利用を促進する。

イ 火力発電であってもCCSを備えたもの（CCS付き火力）を法律上に位置付け、その利用を促進する。

ウ これらを踏まえて、法律名を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に改正する。

### ③ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（JOGMEC 法）

- ア 洋風力発電のための地質構造調査等を追加する。
- イ 海外の大規模地熱発電等の探査事業（経済産業大臣の認可が必要）に対する出資業務を追加する。
- ウ 水素・アンモニア等の製造・貯蔵等に対する出資業務等を追加する。
- エ CCS 事業及びそのための地層探査に対する出資業務等を追加する。
- オ 国内におけるレアメタル等の選鉱・製錬に対する出資業務等を追加する。
- カ ①、②、④及び⑤の改正に伴う規定の整備を行う。
- キ これらを踏まえて、法律名を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」に改正するとともに、機構の名称を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改称する。

### ④ 鉱業法

- ア 鉱業権の対象となる鉱物に希土類金属鉱（レアアース）を追加する。

### ⑤ 電気事業法

- ア 発電所の休廃止について、「事後届出制」から「事前届出制」に改める。
- イ 広域的運営推進機関から供給計画に付して経済産業大臣に送付する意見に供給能力の確保のために必要な措置に関するものを追加し、経済産業大臣が電気事業者に供給計画の変更勧告を行うにあたり、当該意見を踏まえることとする。
- ウ 「大型蓄電池」を電気事業法上の「発電事業」に位置付けるとともに、系統への接続環境を整備する。

### （3）施行期日 令和5年4月1日

\*令和4年3月1日経済産業省報道発表「『安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案』が閣議決定されました」等から抜粋

## 2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律

（令和4年法律第42号）

### （1）法改正の背景

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）については、前回の改正（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第38号））の施行から5年以上が経過したことから、同法の施行状況と今後講ずべき必要な措置に関する検討のため、令和3年から、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において審議が行われ、審議の結果を踏まえ、令和4年1月11日（火）に中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対し、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況を踏まえた今後講ずべき必要な措置」（以下「答申」という。）が答申された。

### （2）法律案の概要

#### ① ヒアリ対策の強化

近年、人の生命・身体にも甚大な影響を及ぼすヒアリについて、物品やコンテナ等に意図せず付着して国内に侵入する事例が増加しており、我が国への定着が強く懸念されている。こうした状況に対する対策を強化するため、ヒアリに限らず特定外来生物全般について、生

息調査のための土地への立入りを可能とするなどの立入権限や輸入品等の検査等の規制権限を拡充する。また、ヒアリ類のように、発見し次第、緊急の対処が必要な特定外来生物については、「要緊急対処特定外来生物」として政令で指定し、通関後の物品等の検査や移動禁止命令等、より強い規制権限がかかる枠組みを創設する。

### ② アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

外来生物のうち、アメリカザリガニやアカミミガメは、生態系等に係る被害が明らかになっているが、その一方で、既に広く飼育されていることから、現行法における特定外来生物の規制（飼養等、輸入、譲渡し等及び放出等の禁止）を適用すると、既に飼われている個体が大量に野外に放出され、かえって生態系等への被害が拡大するおそれがある。この課題に対応するため、今後新たに指定する特定外来生物については、当分の間、政令で、特定外来生物の種類ごとに一部の規制を適用除外とすることを可能とする規制手法を整備する。

なお、新たに指定する特定外来生物や、この新たな規制手法によって、一部を適用除外とする規制の具体的な内容については、別途政令で定めが、答申において「アカミミガメやアメリカザリガニのように、我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、飼養等を規制することによって、大量に遺棄される等の深刻な弊害が想定される侵略的外来種については、一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、輸入、放出並びに販売又は頒布を目的とした飼養等及び譲渡し等を主に規制する等の新たな規制の仕組みの構築や、各種対策を進める必要がある。」とされていることを踏まえ、引き続き検討を進める。

### ③ 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除に係る知見が蓄積されている一方で、現行法では、国が主な防除主体とされていることなどが、各地域における防除や主体間の連携の支障となっている。地方公共団体による防除の円滑化を図り、我が国全体としての防除を迅速化し、また強化するため、国、都道府県、市町村、事業者及び国民に関する責務規定を創設するとともに、現行法では都道府県が防除を行うに当たって必要とされている国への確認手続を不要とし、都道府県による迅速な防除を可能とする。

### (3) 施行期日 令和5年4月1日

\*令和4年3月1日環境省報道発表「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について」から抜粋

## 3 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第396号）

### (1) 経緯

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）では、「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」を指定物質として規定しており、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）において、現在56物質が指定物質として定められている。この指定物質の見直しについて、中央環境審議会水環境・土壌農業部会において審議が行われ、アニリン等の4物質を指定物質に指定することが適当とされた。これを踏まえ、指定物質の見直しに伴う水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が12月20日閣議決定された。

本改正により、令第3条の3において定める指定物質にアニリン、ペルフルオロオクタ

ン酸（以下「PFOA」という。）及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の4物質が追加された。

指定物質の指定については、「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）」（平成23年2月中央環境審議会）により、水環境において、人の健康の保護や生活環境の保全等の観点から環境基準や要監視項目等に設定された物質が指定対象とされた。

前回の指定物質の見直しから一定期間が経ち、平成25年3月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準に追加されるとともに、平成25年3月にアニリンが、令和2年5月にPFOA及びPFOSがそれぞれ要監視項目に追加された。

これらの状況を踏まえ、中央環境審議会水環境・土壌農業部会（令和4年9月15日）における審議の結果、PFOS等の4物質を指定物質として指定することが適当とされ、これを踏まえ、指定物質の見直しに伴う政令の改正が行われた。

## （2）政令の概要

水質汚濁防止法に基づき、指定物質を製造等する施設を設置する工場等の設置者には、事故により指定物質を含む水が排出された場合等の応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられている。今回の政令改正により、以下の物質が指定物質として追加された。

- ・アニリン
- ・ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩
- ・ペルフルオロ（オクタン— — —スルホン酸）（別名PFOS）及びその塩
- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

## （3）施行期日 令和5年2月1日

\*令和4年12月20日環境省報道発表「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定について」等から抜粋

## 4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第288号）

### （1）改正の趣旨

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に規定する第一種指定化学物質<sup>※1</sup>及び第二種指定化学物質<sup>※2</sup>として指定する物質を見直すもの。

※1：人や生態系への有害性を有するおそれがあり、環境中に継続的に広く存在すると認められる化学物質として政令で指定。PRTR制度<sup>※3</sup>及びSDS制度<sup>※4</sup>の対象。

※2：第一種指定化学物質と同等の有害性を有するおそれがあり、環境中に継続的に広く存在することとなる可能性があるとして認められる化学物質として政令で指定。SDS制度のみ対象。

※3：一定の要件を満たす事業者に対し、対象となる化学物質について、事業所からの環境への排出量等を自ら把握し、国に届け出ることを義務付ける制度。第一種指定化学物質が対象。

※4：対象となる化学物質及び含有製品を事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び

取扱い情報を提供することを義務づける制度。第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が対象。

## (2) 改正の概要

### ① 第一種指定化学物質の見直し

現行 462 物質が指定されているところ、改正後は 515 物質となります。また、特定第一種指定化学物質※5 については、現行 15 物質が指定されているところ、改正後は 23 物質となる。

※5：第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性等を有する物質として、PRTR 制度の届出における取扱量のすそ切りが年間 0.5 トン以上（その他の第一種指定化学物質は年間 1 トン以上）に設定されている物質。

### ② 第二種指定化学物質の見直し

現行 100 物質が指定されているところ、改正後は 134 物質となる。

## (3) 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

\*令和 3 年 10 月 15 日経済産業省報道発表「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」について ～化管法に基づく PRTR 制度、SDS 制度の対象物質が変わります～ から抜粋

## 5 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 51 号）

### (1) 改正の趣旨

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和 3 年 7 月 19 日 公表）を踏まえ、化学物質のばく露による健康障害を防止するため、労働安全衛生施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）について、所要の改正を行ったもの。

### (2) 改正の要点

- ① 労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大（令第 9 条の 3 関係）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 31 条の 2 の規定により、注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備の範囲について、危険有害性を有する化学物質である法第 57 条の 2 の通知対象物を製造し、又は取り扱う設備に対象を拡大したこと。
- ② 職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大（令第 19 条関係）法第 60 条の職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、化学物質を取り扱う業種を追加するため、これまで対象外であった「食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の 2 業種を追加したこと。なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。」とされているのは、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、従前から職長等に対する安全衛生教育の対象業種となっており、新たに追加されるものではないという趣旨である。したがって、今般の改正により、全ての食料品製造業が職長等に対する安全衛生教育の対象となること。

- ③ 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加（令別表第9関係）法第57条第1項の規定による化学物質等の名称等の表示（ラベル表示）、法第57条の2第1項の規定による化学物質等の名称等の通知（安全データシート（SDS）の交付）及び法第57条の3第1項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）を行わなければならない化学物質等として、令別表第9に234物質を追加したこと。

（3）施行期日 令和5年4月1日日（③については令和6年4月1日）から施行。

\*令和4年2月24日付け厚生労働省労働基準局長 基発0224第1号 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について」から抜粋



長野県議会（令和5年2月定例会）で可決成立した環境関係の条例等について

いずれも公布日は、令和5年3月20日（令和5年3月20日（月）県報第390号）

1 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第12号）

(1)概要

事業者が、評価書の公告後から対象事業に着手するまでの間に対象事業を実施しなくなった場合等において、知事等に報告する手続を導入したほか、所要の改正を行いました。

(2)施行期日 令和5年3月20日

2 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

（条例第13号）

(1)概要

企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料について、試験に要する経費の増減等に伴い、試験等の手数料の上限額及び下限額を改定しました。

(2)施行期日 令和5年4月1日

（参考）

区 分		改定額（4月1日～）		現行額	
		下限額	上限額	下限額	上限額
繊維	繊維試験	<u>1,800円</u>	2,300円	1,900円	2,300円
木工	材料物性試験	<u>1,000円</u>	<u>7,300円</u>	1,100円	7,400円
機械金属	材料組織試験	<u>1,200円</u>	<u>126,000円</u>	1,300円	127,000円
	熱処理試験	<u>6,700円</u>	<u>81,000円</u>	6,800円	82,000円
	表面処理測定試験	2,300円	<u>3,300円</u>	2,300円	3,400円
	振動・周波数測定試験	<u>900円</u>	15,000円	1,000円	15,000円
	電気特性試験	1,400円	<u>50,000円</u>	1,400円	51,000円
食品	切削試験	<u>4,200円</u>	<u>7,800円</u>	4,100円	7,700円
	微生物試験	<u>1,500円</u>	<u>33,000円</u>	1,600円	41,000円
	アミノ酸等特殊試験	<u>14,000円</u>	<u>30,000円</u>	12,000円	33,000円
化学等	定性分析	<u>2,500円</u>	<u>127,000円</u>	2,600円	128,000円
	プラスチック試験	600円	<u>5,400円</u>	600円	4,300円
	生体計測試験	<u>1,300円</u>	3,600円	1,400円	3,600円
試料前処理		1,900円	<u>3,700円</u>	1,900円	3,800円
成績表作成		300円	<u>1,800円</u>	300円	1,900円
成績書謄本又は証明書		<u>600円</u>	—	700円	—

\*下線は、変更があったもの。





4水大第3号  
令和5年3月16日

一般社団法人 長野県産業環境保全協会 様

長野県環境部長

窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件（告示）の施行について（通知）

標記について、令和5年3月8日付け環水大水発第2303084号により、環境省水・大気環境局長から通知がありましたので、御了知願います。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

窒素規制対象湖沼及び磷規制対象湖沼が追加又は削除されました。

2 県内における主な変更

規制対象が変更された県内湖沼は以下のとおりです。

湖沼名	所在地	規制対象			
		改正前		改正後	
		磷	窒素	磷	窒素
金原ダム貯水池	東御市	○	—	○	○
小渋ダム貯水池（小渋湖）	上伊那郡中川村、下伊那郡松川町及び同群大鹿村	○	—	○	○
水殿ダム貯水池	松本市	○	—	—	—
大座法師池	長野市	○	○	○	—
内村ダム貯水池	上田市	○	○	○	—

### 3 経過措置

令和5年2月28日以降に新たに特定施設が設置された事業場からの排水については、直ちに適用されますが、令和5年2月28日時点で、現に特定施設が設置されている特定事業場（設置の工事を行っているものを含む。）からの排水については、一定期間猶予されます。

猶予期間は以下のとおりです。

設置時期	施設の種類	猶予期間
令和5年2月28日以降	全ての事業場	無
令和5年2月28日より前	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第三に掲げる施設が設置されている事業場 ※旅館業等	施行から1年間 （令和6年2月28日まで）
	上記以外の事業場	施行日から6月間 （令和5年8月28日まで）

環境部 水大気環境課 水質保全係  
（課長）仙波 道則 （担当）飯島 庸平  
電話 026-235-7162（直通）  
ファクシミリ 026-235-7366  
電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp

環水大水発第 2303084 号  
令和 5 年 3 月 8 日

各都道府県知事・政令市長 殿

環境省水・大気環境局長  
(公 印 省 略)

窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件（告示）の施行について

窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件（令和 5 年 2 月環境省告示第 3 号）が公布され、同日から施行された。

本告示は、環境省が関係省庁及び地方公共団体の協力を得て調査した結果等を踏まえ、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「省令」という。）別表第二の備考 6 又は 7 の規定に基づき、環境大臣が定める湖沼として、別記のとおり窒素規制対象湖沼及び磷規制対象湖沼を追加又は削除するものである。

本告示の施行に当たっては、「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（昭和 60 年 6 月 26 日付け環水規第 135 号環境庁水質保全局長通知）及び「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成 5 年 9 月 10 日付け環水規第 255 号環境庁水質保全局長通知）によるほか、下記事項に十分留意の上、円滑かつ適切な運用に努められたい。

## 記

### 1 経過措置

窒素含有量又は磷含有量についての水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第12条第1項の規定は、省令別表第二の備考6又は7の規定に基づき、窒素又は磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として、環境大臣が定めた後に新たに特定施設が設置された事業場からの排水については、直ちに適用されるが、当該湖沼を定めた際、現に特定施設が設置されている特定事業場（設置の工事を行っているものを含む。）からの排水については、排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令（平成5年総理府令第40号。以下「府令」という。）附則の5又は7の規定により、一定期間排水基準の適用が猶予されている。

猶予の期間は、環境大臣が当該湖沼を定めた日から6月間（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。）別表第三に掲げる施設又は指定地域特定施設が設置されている特定事業場については1年間）である。

ただし、環境大臣が当該湖沼を定めた際、既に地方公共団体の条例の規定で窒素含有量又は磷含有量に関し、法第12条第1項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する罰則規定がないときを除く。）は、排水基準の適用は猶予されない（府令附則の5のただし書又は7）。

また、窒素含有量若しくは磷含有量についての排水基準に係る湖沼として環境大臣が定めた湖沼又は窒素含有量若しくは磷含有量についての排水基準に係る海域として環境大臣が定めた海域の流域に立地しているため、その排水について窒素含有量又は磷含有量についての排水基準が既に適用されている事業場が環境大臣が新たに定めた湖沼の流域に位置する場合には、当該湖沼を定めた日から6月間（施行令別表第三に掲げる施設又は指定地域特定施設が設置されている特定事業場については1年間）は、当該事業場からの排水は従前の排水基準に関する法第12条第1項の規定が適用される（府令附則の6又は7）。

### 2 海域の暫定排水基準との適用関係

現在、窒素又は磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域の流域に位置し、かつ、その排水について海域の暫定排水基準が適用されている特定事業場が、新たに環境大臣が定めた窒素又は磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼の流域に位置する場合には、府令附則別表第二の備考2又は3の規定により、その排水については、海域に係る暫定排水基準は適用されず、湖沼に係る排水基準が適用される。

(別記)

(a)規制対象外から、新たに燐規制を行う湖沼(対象外⇒P)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	北海道	卯原内ダム貯水池	北海道網走市
2	北海道	留萌ダム貯水池	北海道留萌市
3	北海道	エルムダム貯水池	北海道赤平市
4	北海道	当別ダム貯水池	北海道石狩郡当別町
5	北海道	忠別ダム貯水池(忠別湖)	北海道上川郡東神楽町及び東川町
6	北海道	民安ダム貯水池	北海道天塩郡天塩町
7	北海道	雄武ダム貯水池	北海道紋別郡雄武町
8	北海道	下新冠ダム貯水池	北海道新冠郡新冠町
9	青森県	夏坂ダム貯水池	青森県三戸郡田子町
10	岩手県	金越沢ダム貯水池	岩手県一関市
11	宮城県	宿の沢ダム貯水池	宮城県栗原市
12	宮城県	岩堂沢ダム貯水池	宮城県大崎市
13	宮城県	二ツ石ダム貯水池	宮城県加美郡加美町
14	秋田県	森吉山ダム貯水池(森吉四季美湖)	秋田県北秋田市
15	秋田県	砂子沢ダム貯水池(夢砂湖)	秋田県鹿角郡小坂町
16	山形県	月光川ダム貯水池	山形県飽海郡遊佐町
17	福島県	新宮川ダム貯水池	福島県大沼郡会津美里町
18	福島県	木戸ダム貯水池(木戸川湖)	福島県双葉郡楢葉町
19	茨城県	御前山ダム貯水池	茨城県常陸大宮市
20	栃木県	湯西川ダム貯水池	栃木県日光市
21	新潟県	市野新田ダム貯水池(菅沼湖)	新潟県柏崎市
22	新潟県	外山ダム貯水池(外山湖)	新潟県佐渡市
23	新潟県	奥胎内ダム貯水池	新潟県胎内市
24	富山県	小牧ダム貯水池	富山県砺波市
25	石川県	九谷ダム貯水池	石川県加賀市
26	石川県	北河内ダム貯水池	石川県鳳珠郡能登町
27	福井県	浄土寺川ダム貯水池	福井県勝山市
28	福井県	榎谷ダム貯水池(ますたに湖)	福井県南条郡南越前町
29	福井県	大津呂ダム貯水池	福井県大飯郡おおい町
30	福井県	河内川ダム貯水池	福井県三方上中郡若狭町
31	山梨県	琴川ダム貯水池(乙女湖)	山梨県山梨市
32	山梨県	深城ダム貯水池(松姫湖)	山梨県大月市
33	岐阜県	丹生川ダム貯水池	岐阜県高山市
34	岐阜県	中野方ダム貯水池	岐阜県恵那市
35	岐阜県	小里川ダム貯水池(おりがわ湖)	岐阜県恵那市及び瑞浪市
36	静岡県	太田川ダム貯水池	静岡県周智郡森町
37	京都府	畑川ダム貯水池(下山四季彩湖)	京都府船井郡京丹波町
38	奈良県	大滝ダム貯水池	奈良県吉野郡川上村
39	和歌山県	切目川ダム	和歌山県日高郡印南町
40	鳥取県	殿ダム	鳥取県鳥取市
41	島根県	尾原ダム貯水池(さくらおろち湖)	島根県雲南市
42	島根県	志津見ダム貯水池	島根県飯石郡飯南町
43	岡山県	三室川ダム貯水池(しゃくなげ湖)	岡山県新見市
44	広島県	山田川ダム貯水池	広島県世羅郡世羅町
45	山口県	真綿川ダム(未来湖)	山口県宇部市
46	愛媛県	志河川ダム貯水池	愛媛県西条市
47	高知県	以布利川ダム貯水池	高知県土佐清水市
48	佐賀県	嘉瀬川ダム貯水池(富士しゃくなげ湖)	佐賀県佐賀市
49	佐賀県	井手口川ダム貯水池	佐賀県伊万里市
50	長崎県	高浜ダム	長崎県長崎市
51	熊本県	路木ダム貯水池	熊本県天草市
52	宮崎県	木之内川内ダム貯水池	宮崎県都城市
53	宮崎県	田代八重ダム貯水池	宮崎県小林市
54	宮崎県	浜ノ瀬ダム	宮崎県小林市
55	宮崎県	切原ダム	宮崎県児湯郡川南町
56	鹿児島県	輝北ダム貯水池	鹿児島県鹿屋市
57	鹿児島県	高松ダム貯水池	鹿児島県阿久根市
58	鹿児島県	清浦ダム貯水池	鹿児島県薩摩川内市
59	鹿児島県	中岳ダム貯水池	鹿児島県曾於市
60	鹿児島県	市来ダム貯水池	鹿児島県いちき串木野市
61	鹿児島県	串木野ダム貯水池	鹿児島県いちき串木野市

(b)燐規制に加え、新たに窒素規制を行う湖沼(P⇒NP)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	青森県	世増ダム貯水池(青葉湖)	青森県八戸市
2	岩手県	遠野ダム貯水池	岩手県遠野市
3	長野県	金原ダム貯水池	長野県東御市
4	長野県	小渋ダム貯水池(小渋湖)	長野県上伊那郡中川村、下伊那郡松川町及び同郡大鹿村
5	兵庫県	千苅ダム貯水池(神戸千苅水源池)	兵庫県神戸市、宝塚市及び三田市

6	岡山県	旭川第一ダム貯水池(旭川湖)	岡山県岡山市、真庭市、久米郡美咲町及び加賀郡吉備中央町
7	山口県	阿武川ダム貯水池(阿武湖)	山口県山口市及び萩市
8	山口県	末武川ダム貯水池(米泉湖)	山口県下松市及び周南市
9	山口県	生見川ダム貯水池(山代湖)	山口県岩国市
10	愛媛県	野村ダム貯水池	愛媛県西予市
11	大分県	安岐ダム貯水池	大分県杵築市及び国東市
12	宮崎県	日南ダム貯水池	宮崎県日南市
13	宮崎県	綾北ダム貯水池	宮崎県小林市
14	宮崎県	立花ダム貯水池	宮崎県西都市

(c)規制対象外から、新たに窒素規制及び磷規制を行う湖沼(対象外⇒NP)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	福島県	こまちダム貯水池(こまち湖)	福島県田村郡小野町
2	新潟県	広神ダム貯水池	新潟県魚沼市
3	大分県	大山ダム貯水池	大分県日田市

(d)磷規制を行っていたが、規制対象外となる湖沼(P⇒対象外)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	北海道	豊平峡ダム貯水池(定山湖)	北海道札幌市
2	北海道	奥沢ダム貯水池	北海道小樽市
3	秋田県	水沢ダム貯水池	秋田県山本郡八峰町
4	山形県	菅野ダム貯水池	山形県長井市
5	富山県	朝日小川ダム貯水池	富山県下新川郡朝日町
6	長野県	水殿ダム貯水池	長野県松本市
7	滋賀県	石田川ダム貯水池	滋賀県高島市
8	島根県	三成ダム貯水池	島根県仁多郡奥出雲町
9	岡山県	三角池	岡山県小田郡矢掛町
10	長崎県	須崎ダム貯水池	長崎県南松浦郡新上五島町

(e)窒素規制及び磷規制を行っていたが、両方の規制対象外となる湖沼(NP⇒対象外)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	岐阜県	山田防災ダム貯水池(山田湖)	岐阜県飛騨市

(f)窒素規制及び磷規制を行っていたが、窒素規制の対象から外れて磷規制のみ行う湖沼(NP⇒P)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	北海道	大沼	北海道亀田郡七飯町
2	北海道	佐幌ダム貯水池(サホロ湖)	北海道上川郡新得町
3	青森県	浅瀬石川ダム貯水池(虹の湖)	青森県黒石市及び平川市
4	青森県	飯詰ダム貯水池(不動湖)	青森県五所川原市
5	福島県	四時ダム貯水池(四時湖)	福島県いわき市
6	新潟県	柿崎川ダム貯水池	新潟県上越市
7	新潟県	大野川ダム貯水池	新潟県佐渡市
8	新潟県	大石ダム貯水池(おおいし湖)	新潟県岩船郡関川村
9	山梨県	精進湖	山梨県南都留郡富士河口湖町
10	長野県	大座法師池	長野県長野市
11	長野県	内村ダム貯水池	長野県上田市
12	京都府	高山ダム貯水池(月ヶ瀬湖)	京都府相楽郡南山城村並びに奈良県奈良市及び山辺郡山添村
13	和歌山県	殿山ダム貯水池(合川貯水池)	和歌山県田辺市
14	和歌山県	二川ダム貯水池	和歌山県有田郡有田川町
15	和歌山県	七川ダム貯水池	和歌山県東牟婁郡古座川町
16	山口県	木屋川ダム貯水池(豊田湖)	山口県下関市及び長門市
17	徳島県	長安口ダム貯水池	徳島県那賀郡那賀町
18	愛媛県	山貯ダム貯水池(鷺里湖)	愛媛県宇和島市
19	福岡県	多礼ダム貯水池	福岡県宗像市
20	福岡県	吉田ダム貯水池	福岡県宗像市
21	福岡県	久末ダム貯水池	福岡県福津市
22	宮崎県	一ツ瀬ダム貯水池	宮崎県西都市及び児湯郡西米良村



～ 改正省エネ法とカーボンニュートラル ～

資源価格高騰及び電力料金引き上げ等の様々なコスト上昇要因は、企業の経営環境の大きな課題のひとつとなっています。また地球温暖化や環境汚染等、人類の活動に起因する環境問題への対策も喫緊の課題となっており、企業も環境への対応を求められています。

SDGs採択から7年半が経ち、SDGsに関する認知度は大きく高まり、企業経営にも浸透してきました。SDGsやカーボンニュートラルが浸透したことで、CO<sub>2</sub>削減対策のアドバイスを求める事業者様が近年急増しています。エネルギーの世界ではカーボンニュートラルがスポットを浴びていますが、SDGsが目指す「持続可能な社会」は「省エネルギーの考え方」と一致する部分が多々存在します。

省エネ法は石油危機を契機に1979年に制定されました。現行省エネ法では、国内での化石エネルギーの使用を合理化・効率化することを目的としており、太陽光由来等の電気や、バイオマス、水素・アンモニア等の非化石エネルギーの使用は合理化の対象外となっています。他方、例えば水素・アンモニアなどは当面、海外から調達することとなるためこれらを含む非化石化エネルギーの使用も合理化することで、2050年カーボンニュートラルの実現だけでなく、エネルギーの安定供給の確保や経済性の向上にもつながります。このため、現行省エネ法の「エネルギー」の定義を見直し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用を合理化の対象とし、総合的なエネルギー消費効率の向上を目指しています。

今回の改正は2023年4月1日施行、2024年7月末までに2023年度実績の定期報告を提出するスケジュールとなっています。ここでは改正の主な内容など概要について次に述べます。

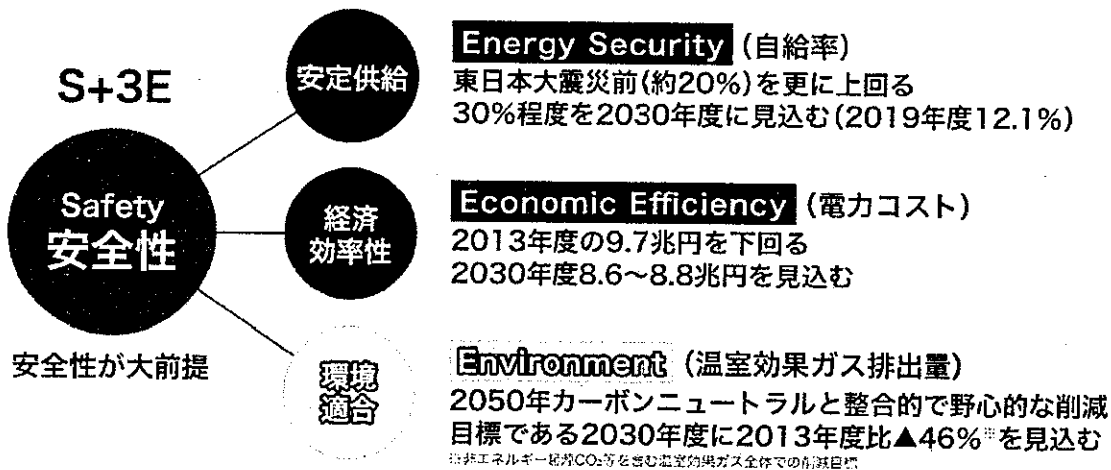
現行の法律名は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」ですが、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に見直しされ、大きくは次の3点となります。

- ① エネルギーの使用の合理化の対象範囲の拡大（エネルギーの定義の見直し）  
省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める枠組みにします。
- ② 非化石エネルギーへの転換に関する措置（新設）  
年度のエネルギー使用量が原油換算値で1,500kl以上の特定事業者等に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画及び非化石エネルギー使用状況等の定期の報告を求めます。

③ 電気の需要の最適化に関する措置（電気需要平準化の見直し）

電気の需給状況に応じた「上げDR（デマンドレスポンス）」・「下げDR」促進のための電気の一次エネルギー換算係数の設定等により、再エネ出力抑制時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す枠組みを構築します。再エネ余剰電力が発生している時間帯に需要をシフト（上げDR）し、需給逼迫時に需要を抑制（下げDR）するなど、電気の需給状況に応じて需要を最適化します。

日本のエネルギー自給率は約10%で、化石資源をほぼ全て海外に依存しています。再エネの利用は拡大していますが原子力発電の利用が進まず、極めて低い自給率となっています。我が国では、安全性(Safety)を大前提として、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時に達成することを前提としたエネルギー政策が進められています(「S+3E」骨子を下図に示します)。日本はエネルギー資源に恵まれているとは言えず、これら全ての面で優れたエネルギーがないことより、エネルギー源ごとの強みを最大限に発揮でき、弱みが補完されるようなエネルギー供給構造を実現することが必要とされています。



(出展：経済産業省資源エネルギー庁HP「日本のエネルギー2021年度版」より)

2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、今後も法改正等必要な措置が講じられ、S+3Eを目指しつつ、エネルギー使用の合理化を目指すこととなります。

小林 和男 小林技術士事務所 所長  
技術士(電気電子部門/総合技術監理部門)  
e-mail: koba@iiyama-catv.ne.jp

## 知っておきたい環境法規制の基礎知識（第14回）

～有機フッ素化合物「PFOS及びPFOA」について～

### 1. 水質汚濁防止法施行令の改正について

2023年2月1日に施行された「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」の中で、有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS、読み：ピーフォス）及びその塩、ペルフルオロオクタン酸（PFOA、読み：ピーフォア）及びその塩が、水質汚濁防止法で規定される指定物質に新たに指定された。

指定物質とは、「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」である。指定施設（有害物質や指定物質を貯蔵する施設など）の破損その他の事故により、有害物質又は指定物質を含む水が排出された場合、応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられている。

なお、PFOS及びPFOAは2022年に水道水に関しては「水質管理目標設定項目」、水環境に関しては「人の健康の保護に関する要監視項目」に追加され、共に目標値が設定された。これが指定物質に指定された根拠となっている。

### 2. PFOS及びPFOAの性状、用途

PFOS及びPFOAは化学的に極めて安定性が高く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には、水系に移行しやすく、また、難分解性のため長期的に環境に残留すると考えられている。撥水性と撥油性を併せ持つ特異な化学的性質としても様々な表面処理の用途に使われてきた。

これまでPFOSは、主に泡消火薬剤、半導体、金属メッキ、フォトマスク（半導体、液晶ディスプレイ）、写真フィルム等に、PFOAは、主に泡消火薬剤、繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服等に使われてきた。

有害性としては、生体蓄積性が明らかとなっており、長期毒性の疑いもある。

### 3. 国内外の規制

PFOSについては、有害性や難分解性等の性質を有することから、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）の第4回締約国会議（2009年5月）において、附属書B（制限）への追加掲載が決定され、国内においては2010年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）により第一種特定化学物質に指定され、製造・製品への使用は禁止されている（2010年時点ではエッチング剤や半導体用のレジスト、業務用写真フィルムの製造の用途は認められていたが、2018年2月の化審法の改正により、PFOSは事実上全ての用途で製造・製品への使用が禁止されることとなった）が、現在、市中に残存する製品の使用は規制対象外である。

また、PFOAについては、第9回締約国会議（2019年5月）において、附属書A（原

則禁止)に追加されることが決定しており、2021年に化審法により第一種特定化学物質に指定され、製造・製品への使用は禁止された他、使用されている場合に輸入できない製品の指定がされた。PFOAが使用された消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤については、取り扱いはあるが、取扱上の技術基準の適合義務及び譲渡・提供する場合の表示義務が定められている。

また、前出のとおり国内の水道水については水質管理目標設定項目に、水環境については人の健康の保護に関する要監視項目に追加され、目標値が50 ng/L (PFOS及びPFOAの合算値)と設定された。

PFOS及びPFOA含有廃棄物 (PFOS使用製品又はPFOA使用製品若しくはPFOS又はPFOAの原体が廃棄物になったもの、それらの製造、使用、廃棄等の段階から排出されるPFOS等又はPFOA等を含む固形状又は液状の廃棄物)については、保管方法、処理委託、分解方法等について処理に関する技術的留意事項が策定されている。

表1. 国内外の主な規制

		PFOS	PFOA
国際条約	POPs条約	2009年度 付属書B	2009年度 付属書A
日本	化審法	2010年 第一種特定化学物質指定	2021年 第一種特定化学物質指定
	水道水質基準	2020年 水質管理目標設定項目に追加 (合算値)	
	水環境関係	2020年 人の健康の保護に関する要監視項目に追加 (合算値)	
	水質汚濁防止法	2023年 指定物質に追加	

#### 4. おわりに

環境省が行った令和2年度有機フッ素化合物全国存在状況把握調査では、PFOS及びPFOAについて目標値を超える地点が確認された。今後はさらに厳しくなる可能性もあるため、注意が必要である。また現在、PFOS、PFOA以外の有機フッ素化合物についても規制をする動きもある。PFOS及びPFOA使用製品について適切に管理をし、環境中への放出を抑えることが重要である。

#### 参考文献

- ・PFOS及びPFOAに関する対応の手引き 環境省 2020年
- ・PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項 環境省 2022年

環境法令改正情報(令和4年11月～令和5年3月30日)

(注) 省令以上の法令を掲載した。

11月	改正法令	概要
28日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三五九)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(略称:「外来生物法」)に関する法律の一部を改正する法律(令和4年法律第42号以下「改正法」という。)の施行期日は、令和5年4月1日とする。
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(三六〇)	概要1:「改正法」の施行に伴い、次に掲げる生物の個体を要緊急対処特定外来生物とする。①「ヒアリ類四種群」に属する生物の個体②ヒアリ類四種群に属する他の種の交雑により生じた生物(その生物の子孫を含む。)の個体。概要2:この政令は、令和5年4月1日から施行する。
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(三六一)	概要1:総量削減計画①法第7条(窒素酸化物総量削減計画)第1項の窒素酸化物総量削減計画は、令和9年3月までに二酸化窒素に係る大気環境基準が確保されるように、自動車排出窒素酸化物の削減目標及び窒素酸化物総量削減計画の達成期間を定める。②法第9条(粒子状物質総量削減計画)第1項の粒子状物質総量削減計画は、令和9年3月までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が確保されるように、自動車排出粒子状物質の削減目標量及び粒子状物質総量削減計画の達成期間を定める。概要2:この政令は、令和6年4月1日から施行する。
	自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(略称「自動車NOx・PM法」)第33条(対象自動車を使用する事業者による計画の作成)及び第34条(定期の報告)の規定に基づき、自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正し、公布の日から施行する。
	自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令(国土交通・環境四)	自動車NOx・PM法第43条(自動車運送事業者等に関する特例)第1項の規定により読み替えて適用される第33条(対象自動車を使用する事業者による計画の作成)及び第34条(定期の報告)の規定に基づき、自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。
12月	改正法令	概要
7日	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(経済産業・国土交通三)	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)の一部の施行並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条(定義等)第1項第3号、第29条(分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の向上に関する基準)第1項及び第32条(請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上に関する基準)第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正し、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。経過措置有り。
16日	土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(環境二六)	港湾法の一部を改正する法律(令和4年法律第87号)の施行に伴い、及び土壌汚染対策法第12条(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)第1項第1号ロ(人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更)の規定に基づき、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正し、港湾法の一部を改正する法律(令和4年法律第87号)の施行の日から施行する。

23日	宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三九二）	宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行期日は、令和5年5月26日とすることとした。
	宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三九三）	関係改正政令等①宅地造成等規制法施行令②建築基準法施行令③建設業法施行令④宅地建物取引業法施行令⑤地方住宅供給公社法施行令⑥沖縄振興開発金融公庫法施行令⑦独立行政法人住宅金融支援機構法施行令⑧ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令⑨不動産特定共同事業法施行令⑩施行期日：宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和5年5月26日）
	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（三九六）	概要1次に掲げる物質を指定物質に追加： ①アニリン②ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩③ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びその塩④直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩2施行期日：令和5年2月1日
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（三九七）	概要：国内希少野生動植物種の追加（施行令第2条第2号及び第3号、別表第1の表2、別表第3、別表第4関係） 施行令第2条第2号及び第3号、別表第1の表2、別表第3及び別表第4を改正し、国内希少野生動植物種として15種を追加し、このうち特定第一種国内希少野生動植物種として1種を、特定第二種国内希少野生動植物種として9種を、捕獲等の規制を適用する卵及び種子として6種の卵及び種子をそれぞれ指定する。政令の施行期日：令和5年1月11日
	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通九二）	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を定め、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。
1月	改正法令	概要
11日	石綿障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働二）	労働安全衛生法第27条（事業者の講ずべき措置等）第1項、第100条（報告等）第1項及び第103条（書類の保存等）第1項の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正し、令和8年1月1日から施行する。
19日	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七）	食品衛生法施行令第35条（営業の指定）第30号の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
25日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（略称「外来生物法」）第2条（定義等）第1項、第30条（経過措置）及び附則第5条第1項の規定に基づき、準用する同条第1項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正し、令和5年6月1日から施行する。ただし、一部の規定は公布の日から施行する。経過措置あり。概要：アカミミガメとアメリカザリガニを条件付特定外来生物に指定する。

2月	改正法令	概要
3日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（略称「種の保存法」）第4条（定義等）第4項（「国際希少野生動植物種」）、第6条（希少野生動植物種保存基本方針）第2項第4号、第20条（個体等の登録）第1項及び第56条（経過措置）の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正し、令和5年2月23日から施行する。経過措置あり。概要①国際希少野生動植物種として、ゴビノロバ等を追加等する。②種の保存法第6条第2項第4号の政令で定める器官及び加工品として、どろがめ科の甲及び甲製品を追加する。③種の保存法第20条第1項の政令で定める登録の要件のうち、クチピロカイマンに関するもの等を変更する。④政令の施行日を令和5年2月23日とする。
	浄化槽法施行令の一部を改正する政令（三〇）	浄化槽法第50条（手数料）第1項の規定に基づき、浄化槽法施行令の一部を改正し、公布の日から施行する。概要：浄化槽設備士試験及び浄化槽管理士試験に係る手数料の額を、浄化槽設備士試験については、31,700円、浄化槽管理士試験については、23,600円とする。
16日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（略称「種の保存法」）第20条（個体等の登録）第2項第4号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和5年2月23日）から施行する。
27日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境一）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号。以下「改正外来生物法」という。）の一部の施行に伴い、並びに「外来生物法」の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正し、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行する。経過措置あり。
3月	改正法令	概要
3日	建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（国土交通六）	資源の有効な利用の促進に関する法律（略称：「資源有効利用促進法」）第15条（特定再利用事業者の判断の基準となるべき事項）第1項及び第34条（指定副産物事業者の判断の基準となるべき事項）第1項の規定に基づき、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、令和5年5月26日から施行する。ただし、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第6条（コンクリート塊の利用）第3項の規定は、令和6年6月1日から施行する。経過措置あり。
	9日	食品表示法第4条（食品表示基準の策定等）第1項の規定に基づき、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
24日	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二）	動物の愛護及び管理に関する法律（略称「動物愛護管理法」）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正し、令和5年6月1日から施行する。経過措置あり。
	第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（同三）	動物の愛護及び管理に関する法律（略称「動物愛護管理法」）の規定に基づき、及び同法を実施するため、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。

27日	公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（七六）	公害健康被害の補償等に関する法律（略称「公害健康被害補償法」）第26条（障害補償費の額）第1項、第40条（療養手当の支給）第1項、第41条（葬祭料の支給）第1項、第54条（単位排出量当たりの賦課金額）第2項及び第144条（政令の制定とその経過措置）の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。
28日	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・国土交通・環境一）	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する政令（令和5年政令第68号）の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正し、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する政令の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。同省令第1条（定義）の一部改正。
	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（経済産業一）	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を定め、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。経過措置あり。
30日	経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一二）	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称「フロン排出抑制法」）第11条（勧告及び命令）第1項に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。同規則第2条（フロン類の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件）に関する改正。



## ～協会からのお知らせ～

### ○令和5年度通常総会開催日程が決まりました

令和5年3月23日(木)令和4年度第4回理事会で、通常総会開催日時等が次のとおり決定しました。

- (1) 開催日時 令和5年5月23日(火)午後1時30分から
- (2) 開催場所 ホテル信濃路(長野市中御所岡田町)
- (3) その他

通常総会の具体的な開催方法(昨年と同じく、議決権行使又は委任状による書面での議決権行使を原則とするか否か)は、4月末時点の新型コロナ感染状況で判断する旨、附帯決議されました。

通常総会招集通知は、5月初旬に会員の皆様に送付します。

### ○「令和5年版公害関係基準のしおり」の販売開始は、4月中旬頃の予定です。県環境部水大気環境課で最新の改正を盛り込む予定で、例年より10日ほどお届けが遅くなります。ご了承ください。

長野県のホームページで公開されている「公害関係基準のしおり」を昨年に引き続き、長野県オープンデータサイトの利用規約に基づき、当会が二次利用し、印刷・販売します。

購入希望者は、次ページの申込書により、ファックス、メール等によりお申込みください。販売価格は、750円(税込み)です。(送料は購入者負担となります。)

## ☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

3月20日国連のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)が9年ぶりに公表した統合報告書で、温室効果ガスの排出量を2019年比、2030年には43%程度、2035年には60%程度、削減しないと、2030年代初頭までに平均気温の上昇が1.5度に達すると、気候変動対策の一層の推進を呼びかけています。新型コロナも収束が見え始め、国内各地で桜の開花が例年より早いと報じられ、うれしい反面、温暖化の進展を身近に感じます。様々な要因で、経済社会情勢の混沌は続いている中でも環境重視・脱炭素の流れが加速する今、協会の果たす役割も一層大きくなると感じます。

協会活動へのご意見・ご提案をお待ちしています。(専務理事 古川雅文)



「令和5年（2023年）版公害関係基準のしおり（長野県環境部）」の販売について

希望者は次の要領で、協会事務局までお申し込みください。今年の発行は4月中旬になります。

◎ 公害関係基準のしおり（令和5年（2023年）4月発行 長野県環境部）

(1)仕様及び概略内容 A4 130ページ程度

- 長野県に關係する環境基準（水質，大氣，騒音，土壤）
- 排出基準（水質，大氣，騒音，振動，悪臭，土壤）
- 参考資料（農業用水基準關係，水道法水質基準など）

(2)定価 750円

(3)送料 実費 \*申込者負担

(税込み) 目安：1～3冊 105円 4～6冊 210円(二口に分けて送付) 7～15冊 840円

(4)申込方法

下記申込書にご記入の上、郵送、FAX又はメールでお申し込みください。1週間程度でお届けします。代金は、到着後1ヶ月以内に 冊子に同封した請求書記載の指定口座にお振り込みください。（振込手数料はご負担願います。）

◎申込先

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10  
 長野県中小企業会館5階 (一社) 長野県産業環境保全協会  
 電話 026-228-5886 FAX 026-228-5872  
 e-mail nasankan@alps.or.jp  
 担当者：古川・須佐

(5)その他ご案内

「公害関係基準のしおり」は毎年長野県環境部で発行し、県のホームページに掲載されています。  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>

切 り 取 り 線  
**図 書 購 入 申 込 書** (公害関係基準のしおり)

令和5年（2023年） 月 日

(一社) 長野県産業環境保全協会 御中

社名・団体名 \_\_\_\_\_  
 所在地 〒 \_\_\_\_\_  
 担当部署・担当者氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_ FAX番号 \_\_\_\_\_

記

	単 価	数量 (冊)	金額 (税含む)	送料(実費)
公害関係基準のしおり	750 円			

\*送料不明の場合は記入しなくて結構です。

請求書送付用住所票（楷書でご記入ください。ゴム印使用はなるべくお避けください。）

所在地 : 〒 \_\_\_\_\_  
 貴社名 : \_\_\_\_\_ 担当部課名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 : \_\_\_\_\_ 様 (電話番号 \_\_\_\_\_)



参考 水質汚濁防止法による特定施設等届出のしおり（令和3年11月 長野県環境部水大気環境課）から抜粋

■ 水質汚濁防止法の規定による特定事業場の設置者の義務

- 排水基準の遵守 公共用水域に排水を排出するものは、排水基準（排水の濃度規制）を遵守しなければなりません（法第12条）。

法	一律基準	① 有害物質 28 項目 カドミウム等の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質について、排出量に係わらず、全ての特定事業場に適用する。 ② 生活環境項目 15 項目 生活環境に係る被害を生ずるおそれのある項目について、排水量 50 m <sup>3</sup> /日以上の特定事業場に適用する。
条例	上乗せ排水基準	① 有害物質 4 項目 カドミウム、シアン化合物、六価クロム化合物、水銀化合物について、一律基準よりも厳しい基準を適用する。 ② 生活環境項目 9 項目 BOD、COD、SS 等について一律基準よりも厳しい基準を適用する。

- 特定物質を含む特定地下浸透水の浸透の制限（法第12条の3）（省略）

○ 事故時の措置

特定事業場の設置者は、次に掲げる場合において人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じるとともに、速やかに事故の状況等を管轄する地域振興局長に届け出なければなりません（法第14条の2）。

- ・ 事故により有害物質を含む水又は排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出された場合
- ・ 事故により有害物質を含む水が地下に浸透した場合 また、事故により指定物質や油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときについても、同様の対応を しないで は なりません（指定事業場、貯油事業場等の設置者の責務）。

- 事業者の責務（責務規定）（法第14条の4）（省略）

- 排水水及び特定地下浸透水に汚染状態の測定等（法第14条）（省略）

■ 罰則 届出、排水基準の遵守等の事業者の義務を怠った場合や、地域振興局長（一部は知事）の命令に応じなかった者に対しては下表のとおり罰則が規定されています。

適用	罰 則	
排水基準に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（ただし、過失で排水基準違反をした場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金）	31条
緊急時の措置命令に違反した場合		
排水又は特定地下浸透水の汚染状態の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合	30万円以下の罰金	33条
報告をせず、もしくは虚偽の報告し、又は立入検査を拒み 妨げ忌避をした場合		

（注）表に該当する場合は、行為者のみでなく法人に対しても罰金が科せられます。

2050 カーボンニュートラル  
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために  
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、  
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構  
Institute for Promoting Sustainable Societies